

吹田市水道事業 100 年史等作成業務に関する
公募型プロポーザル募集要項

令和 7 年（2025 年）4 月 11 日

吹田市水道部総務室

Ⅰ 業務の基本情報

(1) 業務名称

吹田市水道事業 100 年史等作成業務（以下「本業務」という。）

(2) 実施目的

吹田市の水道給水開始 100 周年に当たり、本市水道部（以下「水道部」という。）が保有する歴史的な資料等を掲載し本市水道事業のこれまでの歩みを記録するとともに後世に伝承すること及び市民や水道事業関係者に本市水道事業への関心と理解を深めてもらうことを目的として年史を作成するもの。また、市民が気軽に短い時間で視聴でき、本市の水道事業に対してより理解と親しみを持ってもらうことを目的として動画を作成するもの。

(3) 業務内容

吹田市水道事業 100 年史等作成業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

(4) 履行期間

令和 7 年 7 月 1 日（予定）から令和 9 年 3 月 31 日まで

(5) 実施場所

水道部総務室が指定する場所

(6) 提案限度額

9,999,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

上記価格を超える提案は失格とします。

(7) 委託料の支払い

業務完了後一括払い（令和 8 年度）

(8) 事業者選定方式

公募型プロポーザル方式

提出された提案書、見積書、プレゼンテーション及びヒアリングに対し評価を行う。

(9) 発注者及び担当室

ア 発注者 吹田市水道事業管理者職務代理者 吹田市水道部長

イ 担当室 水道部総務室

住所：〒564-8551 大阪府吹田市南吹田3丁目3番60号

電話：06-6384-1252

Mail:w-soum@city.suita.osaka.jp

2 参加資格要件

本業務の公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

(2) 吹田市競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。

(3) 吹田市指名停止措置要項（平成 16 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

- (4) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成 24 年 11 月 13 日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- (6) 大阪府暴力団排除条例第 2 条第 2 項及び同条第 4 項に規定される暴力団員及び暴力団密接関係者に該当しないこと。
- (7) 参加表明書の提出時点で、平成 27 年度（2015 年度）以降に類似業務（水道事業体や地方公共団体等（一部事務組合を含む。）の年史又は企業等の年史の編さん（執筆を含む）業務）を元請として受注した実績があること。また、当該業務の成果物の頁数が概ね 150 頁以上であること。

3 提案募集の手続き・スケジュール

(1) スケジュール概要

項番	手続き内容等	期間・期限等
1	募集要項等の公表	令和 7 年 4 月 11 日（金）
2	募集要項等の配布	令和 7 年 4 月 11 日（金）から 5 月 12 日（月）まで
3	参加表明書等の受付	令和 7 年 4 月 11 日（金）から 5 月 12 日（月）まで
4	質問書の提出	令和 7 年 4 月 11 日（金）から 4 月 18 日（金）まで【17 時 30 分必着】
5	質問書への回答	令和 7 年 4 月 24 日（木）17 時 30 分までにホームページ上に公表
6	参加資格審査決定通知	令和 7 年 5 月 16 日（金）
7	提案書等の受付	令和 7 年 5 月 16 日（金）から 5 月 30 日（金）まで
8	プレゼンテーション及びヒアリング	令和 7 年 6 月 9 日（月）（予定） 予備日：令和 7 年 6 月 10 日（火）（予定）
9	選定結果通知	令和 7 年 6 月 13 日（金）（予定）
10	契約内容の調整、仕様書の確定	令和 7 年 6 月 20 日（金）（予定）
11	契約の締結	令和 7 年 7 月 1 日（火）（予定）

(2) 募集要項等の配布

ア 配布期間

令和 7 年 4 月 11 日 (金) から令和 7 年 5 月 12 日 (月) まで

イ 配布方法

吹田市ホームページに掲載

<https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1017983/1018018/1038310/1037527>

(トップページ→産業・まちづくり・環境→入札・事業者募集・契約→プロポーザル案件情報→令和 7 年度 (2025 年度) プロポーザル実施案件)

ウ 配布資料

(ア) 本業務公募型プロポーザル募集要項

(イ) 本業務仕様書

(ウ) 本業務公募型プロポーザル関係様式

(3) 参加表明書に係る提出書類

ア 提出書類

(ア) 参加表明書 (様式 1)

(イ) 会社概要書 (様式 2)

(ウ) 類似業務実績書 (様式 3) 及び契約書の写し等の履行実績を証する書類

(エ) 誓約書 (様式 4)

イ 提出期間

令和 7 年 4 月 11 日 (金) から令和 7 年 5 月 12 日 (月) まで

ウ 提出場所

担当室 (1- (9) -イ参照)

エ 提出部数

各 1 部

オ 提出方法

持参又は郵送

(ア) 持参の場合

土・日・祝日を除く 9 時 00 分から 17 時 30 分まで

(イ) 郵送の場合

令和 7 年 5 月 12 日 (月) 17 時 30 分必着。

封筒の表に「参加表明書等在中」と朱書きした上で、書留等の配達した記録が残る方法とすること。

カ 参加資格審査結果通知

審査の結果は、令和 7 年 5 月 16 日 (金) までに電子メールにより通知し、後日書面により通知する。なお、参加資格がない旨を通知する者に対しては、その理由を付して通知する。

(4) 質問書の受付及び回答

本業務の公募型プロポーザルに参加するにあたり質問事項がある場合は、次のとおり提出すること。

ア 提出書類

質問書（様式 5）

イ 提出期間

令和 7 年 4 月 11 日（金）から令和 7 年 4 月 18 日（金）17 時 30 分まで

ウ 質疑方法

質問書に質問事項を記入の上、電子メールで提出すること。

メールアドレス：w-soum@city.suita.osaka.jp

※件名は「（事業所名）吹田市水道事業 100 年史等作成業務に関する質疑」とすること。

※電子メールの返信をもって受付したものとする。

エ 質問への回答

令和 7 年 4 月 24 日（木）17 時 30 分までに、吹田市ホームページ上で公表する。

（トップページ→産業・まちづくり・環境→入札・事業者募集・契約→プロポーザル案件情報→令和 7 年度（2025 年度）プロポーザル実施案件→吹田市水道事業 100 年史等作成業務に係る公募型プロポーザルの実施について）

オ その他注意事項

（ア）公表する内容は、質問とその回答のみとし、質問者等の名称は公表しない。

（イ）類似又は同趣旨の質問に対しては、一括して回答する。

（ウ）吹田市からの質問に対する回答の公表をもって、本募集要項の補完、追加又は修正とする。

（エ）意見表明と解されるものや質問内容が不明確なものには回答しないことがある。

(5) プレゼンテーション及びヒアリングに係る提出書類

ア 提出書類

提出書類	備考
（ア）提案書【表紙】（様式 6）	
（イ）提出書類一覧（任意様式）	
（ウ）提案書（任意様式）	（ウ）から順に並べ、左上 1 か所又は左側 2 か所をホッチキス止めすること
（エ）実施スケジュール（任意様式）	
（オ）業務実施体制調書（様式 7）	
（カ）業務責任者実績書（様式 8）	
（キ）見積書及び明細書（任意様式）	

イ 提出期間

令和 7 年 5 月 16 日（金）から令和 7 年 5 月 30 日（金）まで

ウ 提出場所

担当室（1-（9）-イ参照）

エ 提出部数

原本各 1 部とその写し 9 部

オ 提出方法

持参又は郵送

（ア）持参の場合

土・日・祝日を除く 9 時 00 分から 17 時 30 分まで

（イ）郵送の場合

令和 7 年 5 月 30 日（金） 17 時 30 分必着。

封筒の表に「提案書等在中」と朱書きした上で、書留等の配達した記録が残る方法とすること。

カ 提案書の作成要領

（ア）本業務仕様書等を熟読し、業務目的達成のための必要な事項を記載すること。

（イ）吹田市水道事業 100 年史等作成業務公募型プロポーザル審査基準（以下「審査基準」という。）に留意して記載すること。（4 参照）

（ウ）企画提案した事項については、全て見積金額内の範囲内で実施すること。

（エ）用紙規格は A4 判、両面印刷で横書きとすること。

（オ）文字サイズは、11 ポイント以上とすること。

（カ）使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（キ）提出書類については、適宜ページ番号を振り、左上 1 か所又は左側 2 か所をホッチキス止めすること。

（ク）提出書類は、鉛筆書き等、消去可能な方法による記載は認めない。

（ケ）提出書類には、会社名、ロゴマーク等、作成者が誰であるか分かる表示は一切しないこと。これらの記載がある場合、再提出を求める場合がある。

（コ）提出書類の内容を補足する動画等のデータの提出も可とし、その場合は USB メモリにて提出すること。

（サ）1 者につき 1 提案とし、提出書類等の差し替えは認めない。また、USB メモリを除く提出書類等の返却は行わない。

（6）提案のプレゼンテーション及びヒアリング概要

提案内容の説明を受けるため、提案書等の内容に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり実施する。

ア 実施予定日

令和 7 年 6 月 9 日（月）

※開始時間・場所等については、令和 7 年 5 月 16 日（金）までに電子メールで通知する。

※参加事業者が 5 者以上の場合は令和 7 年 6 月 9 日（月）と 10 日（火）に分けて実施する。

イ 時間配分

参加者ごとに提案書等の内容説明と選定委員会の委員からの質疑への回答等、45分程度
(プレゼンテーション 25分、ヒアリング 20分)

ウ プレゼンテーション及びヒアリングの実施にあたっての注意事項

- (ア) 必ず、本業務の業務責任者又は業務担当者がプレゼンテーションを行うこと。
- (イ) モニター、プロジェクター等の機器については、水道部で準備する。データを保存した HDMI 出力端子付きパソコンを持参すること。なお、機器不良等不測の事態に対応するため、データを USB メモリにも保存し持参すること。
- (ウ) プレゼンテーション及びヒアリングの出席は5名までとする。
- (エ) 会社名を特定できるようなバッジ等は身に着けないこと。
- (オ) 新たな資料の提出は不可とし、提出した提案に基づき説明すること。

(7) 失格事由

- ア 他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合。
- イ 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなす恐れがある者、又はなした者が提案した場合。
- ウ 契約候補者決定までの間に、参加資格の要件を満たさなくなった場合。
- エ 本業務のプロポーザルに参加する者又はしようとする者が、事業者募集開始日以降に本業務プロポーザル選定委員会委員及び担当室職員に直接・間接を問わず故意に接触を求めた場合。
- オ 提出された提案書等の記載内容に虚偽があると認めた場合。
- カ 公平な審査に影響がある行為を行ったと認めた場合。
- キ 事業者選定終了までの間に他の参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合。
- ク 所定の日時及び場所に提出書類を提出しない場合。
- ケ 提案限度額を超える提案をした場合。
- コ その他、水道部が指示した事項及び提案に関する条件に違反した場合。

(8) 辞退について

応募等を辞退する場合は、速やかに参加辞退届(様式 9)に記載し、事前に電話連絡をした上で担当室に令和 7 年 6 月 6 日(金) 17 時 30 分までに持参又は郵送(必着)で提出すること。
なお、応募等を辞退した者は、これを理由として、不利益な扱いは受けないものとする。

4 選定・審査方法

(1) 選定方法

事業者の選定については、吹田市水道事業 100 年史等作成業務プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)において行う。プレゼンテーション及びヒアリングの内容、提出された提案書・添付書類等を審査基準に基づき審査し、契約候補者と次点者を選定する。

(2) 審査方法及び留意事項

- ア 提出された提案書等の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、最低基準点を合計点の6割とし、審査基準に基づき審査の上、各委員の評価点数の平均が最低基準点を上回っている参加者について契約候補者と次点者に選定する。
- イ 契約候補者の決定方法は、選定委員会の各委員が評価点による順位付けを行い、1位と順位付けをした委員数が多い者を上位とし、契約候補者及び次点者を決定する。1位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定する。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定する。いずれの方法でも決定できない場合は、選定委員会の委員による合議又は多数決により決定する。
- ウ 契約候補者として決定されなかった参加者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に担当室に文書（様式自由）にて説明を求めることができる。回答については個別に連絡する。
- エ 審査項目及び配点等は、審査基準のとおり。提出書類が所定の形式に適合しない場合は、減点の対象となることがある。
- オ 応募が1者の場合でも審査・選定を行う。また、応募が無い場合は選定委員会で仕様書の内容の変更について検討し、再度公募を行う予定。

【審査基準】

審査項目	審査の視点	配点
受託実績	平成27年4月以降の水道事業体・地方公共団体等（一部事務組合を含む。）の年史、企業等の年史の編さん業務（執筆を含む。）の元請としての受託実績。（成果物の頁数が概ね150頁以上。）	10点
実施体制	業務体制の整備、各担当者の経験年数等	10点
見積額	価格の優位性	15点
企画・編さん等	具体的、実現性のある計画になっているか	10点
	仕様書において求めている内容を正しく理解した提案がされているか	10点
	水道事業体年史に対する考え方及び自社の強みが反映された提案がされているか	15点
	昭和50年以前の編さんについて、資料収集方法や調査・検証方法について具体的、実現性のある提案がされているか	15点
	動画作成について、市民に理解と親しみを持ってもらえる内容となっているか。	10点
	個人情報、著作権、肖像権など法令順守に対する考え方及び対応が必要な事態への対処方針は適切か	5点

5 選定結果の通知

選定の結果は、令和7年6月13日（金）までに、契約候補者には選定通知、次点者には次点者通知、非選定者には非選定通知を電子メールにて通知し、後日書面による通知を行う。

6 選定結果の公表

契約を締結した後、吹田市ホームページにおいて、選定結果を次のとおり公表する。

- (1) 最優秀提案事業者（契約候補者）名並びに契約金額と評価点
- (2) 全ての提案事業者の合計評価点
 - ※選定事業者以外はアルファベットにて表示
- (3) 評価項目・審査基準・配点
- (4) 選定委員の役職名
- (5) 選定委員会の会議録の概要

7 契約について

- (1) 契約候補者と本業務執行について随意交渉を行い、契約事業者として委託契約を締結する。
ただし、契約候補者との随意交渉が不調となった場合等は、次点者との随意交渉を行い、契約事業者として委託契約を締結する。
- (2) 選定された提案書の記載事項、プレゼンテーション及びヒアリング時の提案事項は、原則として契約締結時に委託業務仕様とし採用することを想定しているが、詳細については水道部と協議調整の上、決定する。
- (3) 契約保証金については、吹田市水道部会計規程（昭和 42 年水道事業管理規程第 5 号）第 53 条第 2 項第 2 号の規定により、契約金額の 100 分の 5 以上とする。ただし、同規程第 54 条の規定に該当する場合は免除する。

8 その他

- (1) 本業務プロポーザルに参加する者は、本募集要項、仕様書等を熟読し、それらを遵守すること。また、水道部の指示に従い、円滑な提案の執行に協力し、正常な提案の執行を妨げるような他の参加者の迷惑になることを避けるほか、常に善良なる参加者としての態度を保持すること。
- (2) 提案事業者は、契約候補者決定後において、本募集要項等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 本業務プロポーザルに参加するために必要な費用は、参加者の負担とする。
- (4) 提案、その他手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約候補者及び次点者の提出書類の著作権は、本業務公募型プロポーザル参加者に帰属する。ただし水道部が本業務のプロポーザルに関する報告、公表のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (6) 本募集要項に定めるもののほか、必要な事項については水道部総務室が定める。

9 問合せ先

水道部総務室

住所：〒564-8551 大阪府吹田市南吹田3丁目3番60号

電話：06-6384-1252

Mail:w-soum@city.suita.osaka.jp